

## 資 料

### ドイツ判例にみる夫婦間の不法行為

小 野 幸 二

#### 判 旨

夫婦のいずれか一方が、交通違反によって、他方に身体上または財産上損害を与えた場合、民法一三五九条の比較的ゆるやかな賠償責任は適用されない。

連邦通常裁判所一九七〇年三月一日判決

(BGHZ Bd. 53, S. 352)<sup>(1)</sup>

第一審 ブラウンシュヴァイク地方裁判所

控訴審 ブラウンシュヴァイク高等裁判所

参照条文 民法一三五九条 (BGB § 1359)

#### 事 実

原告と被告は、互いに結婚していたが、一九六三年一月以来別居し、この間妻は、離婚の訴えを提起した。夫は離婚に反対したが、地方裁判所は離婚の訴えを認容し、夫は控訴したが却下された。離婚に関する争いが控訴審で係属中、妻(現在の被告)は、一九六三年に新しく買い求めた夫(現在の原告)の乗用車で、彼女の両親を訪問するためB地点からC方向へ車を運行した。運転中、乗用車は凍結した車道の左側で溝に陥ち込み、横転し、大破した。そこで、原告は被告に対して乗用車の損害賠償を請求した。地方裁

判所は、原告の請求を認めたので、被告は控訴したが棄却された。被告はさらに上告したがこれも棄却された。

### 判決理由

一、被告は、原告の所有する自動車を損傷せしめたのであるから、まず第一に、民法八二三条一項の規定(請求権に関する基本条項)が検討されなければならない。

控訴審の検証では、被告がスピードを出し過ぎ、その過失行為によって自動車に損傷を与えたものである、という事実が認定されている。被告のこれに対する上告審での反論は根拠がない。

二、損害を与えた被告は、当時原告の妻であった。このことから、もし民法一三五九条<sup>(3)</sup>(自己の事務と同一の注意義務)が適用可能であり、なおかつ妻が通常夫婦で当然行すべき原告(夫)の身辺世話を忠実に実行していたならば、被告によって惹起された損害の賠償は問題とならない。被告は右の条項を採用しているが、しかしこの説を主張するのは無理である。<sup>(4)</sup>この判決の依拠する損害賠償責任の基準は、

一般法と地方個別法に由来している。民法第一草案の二二七九条によれば、この賠償責任基準は、夫婦の一方が他方に対して持っている夫婦財産権、あるいは妻の家政権に関する義務に相当するものであるが、その後この賠償基準は、夫婦間から生ずる全ての義務にまで拡大された。かりに、相手方に対して、身体保護や財産保護の義務を負っており、その義務の不履行が問題とされ、それゆえ民法八二三条一項による損害賠償請求が導き出されるような場合に、夫婦間における賠償制限(縮少)が適用されるか否かは議論の余地あるところである。判例は、法文上、夫が運転する車に同乗した妻が、夫の過失によって起きた事故により傷を負ったという種類の損害に対しては賠償制限が適用されると解している。この場合は、加害者(夫)が、夫婦関係という基本的観点から当然要求される妻に対する保護義務をつくしたか否かということが、つねに問題となるのである。この問題は結局は民法一三五九条の解釈に帰着せざるをえない(ナウムブルク州上級裁判<sup>1</sup>一九三八、二三五五。同ハンブルク VersR 一九五八、八〇九。同シュトゥットガルト。同デュセル

ドルフ。同ブレーメン、ゲルンフーバ家裁。ヴッソオ交通事故裁。  
ヴィルツ行政裁……<sup>(5)</sup>。

この見解に対して、つぎのような異論がある。すなわち、他人の身体や財産に損傷を与えることを避けるよう命じている戒告は、その根底において通常拘束力ある法規範を有しているものであり、またたとえ夫婦の一方が他方の身体や財産を損傷したとしても、なによりもまず、通常守らなければならぬ交通義務違反が防止されるべきであり、この場合夫婦間の保護義務云々はそれほど重視されるべきではないと（保護義務がいつでも困却されることは問題ではあるが）。それにもかかわらず、民法一三五九条の賠償基準は家庭内における夫婦間で発生した身体、財産損傷の場合にも適用されるという。これは、民法第一草案に対応して定義づけられた拡大解釈を無視して、まったく特異な夫婦関係に保護義務を細分化するものである。

家庭共同体の枠内で、規則的な経済負担を担っている通常の夫婦については、民法一三五九条の適用範囲の制限によって、それ以上経済的負担が増加しないようになってい

ドイツ判例にみる夫婦間の不法行為（小野）

る。連邦通常裁判所は、家族構成員内での身体損傷について、RVO一五四二条、公務員法、BVG八七条a項などによって、損害賠償請求権が保険加入者や公務従事者に権利移転することを否定している（BGHZ 41, 79）。家庭内の事故は、そのかぎりでは問題は起きない。しかし、その他の場合、すなわち責任保険加入者が家庭以外の領域で損傷を惹起せしめた場合、もし民法一三五九条が援用でき（夫婦間における損害について適当な排斥条項がないかぎり）、保険による保護の履行が拒否できるとすれば、それは不当である。

さて、民法一三五九条の適用性の問題は、つぎのような場合に検討されてきた。すなわち、夫婦の一方が有責で第二の加害者と共同で他方に損傷を与えた場合、第二の加害者に対し、夫婦間における賠償制限が引き合いにだされ賠償可能性のない全体の損害を負担させられるという不当な請求がなされた場合においてである。連邦裁判所は、すでに述べた複雑な点を考慮にいれ、損傷に共同責任を有する第二の加害者の他方配偶者に対する求償権は、たとえ共同加害者であるその配偶者について民法一三五九条が適用さ

れ、損害賠償義務が排除されても成立する、という判決を下した(BGHZ 35, 317)。これに対し、求償請求は、総罪過割合(Gesamtschuldverhältnis)でなければならぬという異論がとりわけなされた(シトール・家族法時報一九六二年、六四頁。プレルス・司法演習一九六六年版四〇〇頁。同ゲルンフーバー・家族法二二章I<sup>3</sup>)<sup>(6)</sup>。しかし、もし民法一三五九条の適用範囲を狭く解釈できるとすれば、この問題については完全な解答が得られることになる。

判事会では、家庭外において配偶者間に生じた不法行為による損害賠償請求には、民法一三五九条は適用されない、ということが過半数で決定されている(類説、デレ、家族法四章I 1 C。エッサー・債権法総則第三版五九章II<sup>3</sup>。デーツ・契約違反および不法行為をめぐる請求訴訟二七一頁。ペーマー・新司法週間誌一九五九年一七一―三頁。ドイツ法月間誌一九五九年八一―六頁。シトール・自己負担による商行為40 Fn 2、家族法時報一九六二年六四、六六頁。ケッツ新司法週間誌一九六七年一二―三頁)。

結局、この問題についてはいろいろ議論があるが、強い

て解決する必要はない。なぜなら、いついかなる場合でも民法一三五九条の賠償緩和の規定は、配偶者同士が道路を走行中、いずれか一方の交通法規違反によって身体または財産に損傷を与えた場合には適用されないからである。連邦通常裁判所は、この問題を今日まで未解決のままにしておいた(連邦通常裁判所民事判例集三五卷三一七頁、四一卷七九頁)。ところが、同裁判所はその後、民法七〇八条<sup>(8)</sup>の賠償基準(自己の事務と同一の注意義務)―民法一三五九条に対応する―は、交通事故の際友人(Mitgesellschaftler)を負傷させた場合には適用されないとの判断を下した(連邦通常裁判所民事判例集四六卷三一三頁)。友人関係について下されたこの判決で展開された原則は、配偶者関係についても同様の効力をもつものである。賠償緩和を規定する民法一三五九条は民法七〇八条と同様に、その趣旨において、ある領域においてのみ適用されなければならないというように極めて厳格に解されている(その領域とは、個人的特性や習慣から独立した明確かつ厳格な賠償基準を設定することを不可欠としている領域である)。もし、交通法規を犯して配偶者の健康や所

有物を損害せしめた運転者が、その事故に対して、自分がその種の方法で交通法規に違反するのは毎度のことである、ということを引き合いに出せるようであれば、それは実に法治精神 (am Sinn der Regelung) を無視するものである。

もし、そのような抗弁が援用できるとすれば、彼は、重大な損害を与えた場合でも、損害を受けた配偶者の実損が扶養義務を超え十分に調停される保証がないにもかかわらず、完全な賠償免除 (völlige Haftungsfreistellung) を主張できることになる。個人的に妥当する慎重性喚起の減少を基礎とした賠償特権は、道路交通の膨張と危険性にかんがみとりわけ重要性を増してきた賠償法の保護機能に不公正な結果をもたらすであろう (同説、ベーマー・ドイツ法に関する月間誌一九六三年度版八八五頁、一九六五年度版七一二頁。ホン、ケンメラー・ZR 比較一九六八年度版八一、九五、九七頁。ローター・損害法における賠償制限一九二頁以下。ホフマンも彼の論文 (新司法週刊誌一九六七年度版一二〇七頁) で同様に述べている<sup>(9)</sup>)。

結局、被告は原告に対して、通常行為の際要求される注意義務のみならず、走行中要求される慎重さも怠り、これ

によって原告の自動車を破損せしめたのであるから、有責であった。ここでは、民法一三五九条の賠償制限は、道路走行中の交通法規違反の場合には適用されないのであるから、刑法上の犯罪 (aus Delikt) や他の法的根拠からなされた請求が正当づけられるか否かは関係がない。

三、ここに別な問題が生ずる。すなわち、夫婦の共同生活において協力義務のある夫婦関係 (民法一三五三条一項) から生ずる個々の事例で、有責である夫婦の一方が彼の経済的可能性の枠内で夫婦共同体に適合した方法を用い、損害調停 (示談) のため尽力している場合、損害賠償請求を無効にするような義務をはたして導き出さうか、ということである。支障のない普通の夫婦間においては、その間に生じた損傷事件を法的論争の対象にすることはほとんどありえないであろう。損害賠償請求の量的制限は、労働法上の賠償法において連邦通常裁判所が量的制限を是認したような方法で考慮されなければならない (比較は、連邦通常裁判所四三卷七二、七七頁。ドイツ司法演習一九六七年度四九六頁。シートル・司法時報一九六四年六一―六三頁)<sup>(10)</sup>。

IVZR 772/68.

I. Landgericht Braunsdweig  
II. Oberlandesgericht Braunschweig

本件においては、この種の賠償制限を考慮する必要はない。原告の自動車で被告が走行したことは、夫婦の共同目的のためになされたものではなく、彼女の両親を私的に訪問するためになされたものである。その両親は、原告から、夫婦関係を破壊したものと非難されていた。両当事者は当時別居中で、しかも被告から提起された離婚訴訟が係属中であり、自動車の所有権についても争いが生じていた。それゆえ、被告は、当時彼女自身が引き起した損害が通常夫婦間にある共同の労苦と共同の犠牲で緩和されるということを期待していなかった。これら諸々の状況下で、原告に対し、損害賠償請求を否定する法的根拠はまったくない。

筆者注

(1) Der mildere Haftungsmaßstab des § 1359 BGB gilt nicht, wenn ein Ehegatte dem anderen durch Verstoß gegen die Vorschriften des Straßenverkehrs Schaden an seiner Gesundheit oder an seinem Eigentum zufügt.

BGB § 1359.

IV. Zivilsenat. Urt. v. 11. März 1970 i. S. E. (Bekl.)  
w. M. (KI.)

(2) ドイツ民法八二三条一項「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ生命、身体、健康、自由、所有權其他ノ權利ヲ不法ニ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ」

(3) ドイツ民法一三五九条「夫婦ハ婚姻関係ヨリ生ズル義務ノ履行ニ際シテハ、自己ノ事務ニ付用フルヲ通常トスル注意ノ範囲ニ於テノミ相互ニ其ノ責ヲ負フ」

(4) 本件では、本来家庭内で適用されるべき民法一三五九条の規定する責任緩和の条項が、交通事故の場合にも適用されるか否かが争点となったものである。すなわち、夫婦の注意義務を規定する民法一三五九条は、夫婦間に自己の事務と同一の注意義務しか要求せず、善管注意義務を課していない。それゆえ、損害賠償義務は重過失の場合にのみ負い(ドイツ民法二七七条)、軽過失の場合は免除されている。この免責特権が交通事故の場合に適用されるかどうかが問題となっているのである。本判例は、適用なしとして妻の損害賠償義務を認めた。なお、この判例に対する批判は、アルブレヒト・デークマン(Albrecht Dieckmann)が「ラインハルト古稀記念論文集」に詳細に述べているので、深く研究されたい方はそちらを参照されたい (Festschrift Rudolf Reinhardt zum 70 Geburtstag, 7, Juni 1972.

Herausgegeben von Klemens pleyer, Dietrich Schultz und Frich Schwinge. Köln-Marienburg: Schmidt 1972).

Stoll, JZ 1964, 61, 63.

- (12) OLG Naumburg JW 1938, 2355; OLG Hamburg VersR 1958, 809; OLG Stuttgart VersR 1958, 891; OLG Düsseldorf VersR 1959, 568; OLG Bremen VersR 1964, 644; Gernhuber, FamRecht § 22 I 2; Wussow, Unfallhaftpflichtrecht 9. Aufl. Tz 1382; Wilts, VersR 1964, 455; Steingass, VersR 1965, 550.
- (13) Stoll, FamRZ 1962, 64; Prölss, Jus 1966, 400; auch Gernhuber, FamRecht § 22 I 3.
- (14) ähnlich Dölle, FamRecht § 44 I 1c; Esser, Schuldrecht Allg. Teil 3. Aufl. § 59 II 3; Dietz, Anspruchskonkurrenz bei Vertragsverletzung und Delikt, 271; Böhmner, NJW 1959, 1713, MDR 1959, 816; Stoll, Handeln auf eigene Gefahr, 40 Fn. 2, FamRZ 1962, 64, 66; Kötz, NJW 1967, 1213.
- (15) ドイツ民法七〇八条「組合員ハ自己ニ属スル義務ノ履行ニ付、自己ノ事務ニ於テ用フルヲ常々モル注意ニ付テ之ノ責ヲ負フ」
- (16) ebenso Böhmner, MDR 1963, 885; 1965, 712; von Caemmerer, ZRvgl 1968, 81, 95, 97; Rother, Haftungsbeschränkung im Schadensrecht, 192 ff; im Ergebnis zustimmend auch Hoffmann, NJW 1967, 1207.
- (17) vgl. BGHZ 43, 72, 77; Deutsch, Jus 1967, 496;